令和８年（フ）第１４８号
北海道富良野市扇町16番11号
破産者　三上　夏輝
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第７４号
宮城県石巻市日和が丘１丁目22番31号
破産者　高橋　幸子
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和８年（フ）第３８号
秋田県横手市安田字八王寺182番地　グランデール五番館101号室
破産者　高橋　　忍
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

令和８年（フ）第４０号
秋田県湯沢市松岡字中田17番地
破産者　藤原　慎吾
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

令和８年（フ）第５２９号
神奈川県藤沢市鵠沼海岸５丁目６番29号　ソレイユ鵠沼海岸202
破産者　中尾幸太郎
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１３９４号
横浜市鶴見区東寺尾東台９番19号
破産者　秋山　和之
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１４５２号
神奈川県高座郡寒川町倉見2018番地10
破産者　三笠　貴大
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１４７４号
横浜市都筑区東山田３丁目16番15号　エクセレント城山Ｄ－８号
破産者　藤木　　茂
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１５２９号
横浜市緑区十日市場町1258番地　十日市場ヒルタウン９－１号棟309号
破産者　柳部　達哉
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１５９２号
横浜市南区八幡町72番地116　メゾンドソレイユ201
破産者　渡邉　秀幸
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第４３９号
神奈川県秦野市渋沢2462番地の１
破産者　工藤香生里（旧姓佐藤）
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第１８２号
神奈川県平塚市山下３丁目21番24号
破産者　上田阿加子
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第２８２号
相模原市緑区二本松３丁目19番18号　ハイツエフワイ103号
破産者　三上　考則
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第６５号
新潟県新発田市本町３丁目４番18号　サクシード本町Ｃ棟　101
破産者　佐藤　新一
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

令和８年（フ）第６８号
新潟県村上市藤沢73番地１　シャルマンフジサワ102、住民票上の住所新潟県村上市大津562番地１
破産者　山田　浩之
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

令和７年（フ）第１２９号
長野県埴科郡坂城町大字南条4640番地　横尾団地Ｄ－１号、開始決定時の住所長野県埴科郡坂城町大字坂城6822番地の５
破産者　田村　弘一
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

令和８年（フ）第５７号
岐阜県土岐市妻木町3247番地の184、従前の住所岐阜県多治見市姫町７丁目102番地の８
破産者　緒方　雄二
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所多治見支部

令和７年（フ）第５０２号
静岡県浜松市中央区神田町344番地の３　アラモードＢ101、開始決定時の住所静岡県浜松市中央区高林二丁目13番７号　テックハウジングⅡ　１Ｄ
破産者　朝岡　弘冴
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第１７７号
静岡県磐田市福田4747番地１、申立時の住所静岡県磐田市福田中島3589番地１　ビレッジハウス福田２―202
破産者　湖東　丈明
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係